

さいたま市立浦和博物館館報

あかんさす

VOL. 49

通号 第 118 号

「あかんさす」とは、浦和博物館2階バルコニー柱頭に見られる植物の葉の彫刻で、当館を象徴するキーワードの一つとなっているものです。

明治10年(1877)浦和宿におけるコレラ感染事案の顛末

昨年から世界中に感染が拡大し、その犠牲者の数は止まるところを知らず甚大な被害を引き起こしている新型コロナウイルスであるが、近代日本において多くの人命を奪い去った感染症はコレラであった。

埼玉県では明治10年(1877)、同12年(1879)、同19年(1886)、同28年(1895)が流行の年⁽¹⁾となり、当時、医療アクセスの乏しさから、埼玉県における致死率は、明治12年が57%、同19年が68%⁽²⁾と非常に高いものであった。罹れば「死」の恐怖との対峙を余儀なくされ、人々の精神を奈落に陥れた。

これまで、さいたま市域の近代史におけるコレラ感染記録の初出は、明治12年8月に浦和宿(現浦和区)と大成村(現大宮区及び北区)で発生した例⁽³⁾であったが、防衛省防衛研究所所蔵の「陸軍省大日記」において明治10年10月、浦和宿内で発生した陸軍兵士のコレラ感染事案を確認した。この際の対応が管内住民への感染拡大を未然に防いだものと思料する。この件を広くお知らせしたいとの思いから、検証を試みるものである。該資料の紹介は紙幅の関係で次頁に送ることとし、概要のみ以下に記すこととする。

日時 明治10年10月29日午前11時
 * 原文書には「昨廿八日」とあるも、後段の記載、或いは文書発生日から勘案し、29日であると判断した。
 場所 板橋駅を10月29日朝に出発し、高崎鎮台へ向かう途中の浦和宿地内
 当該人 陸軍少佐引率の兵士
 状況 腕車(人力車)中において卒然発病し、陸軍付属医員は虎列刺(コレラ)病の診断書を以て届出直ぐに埼玉県医学校医員を伴った警部が臨場し、検査を行わせたところ、該病に相違ないものと判明
 事後 罹患兵士を仮避病院に移し、予防撲滅法⁽⁴⁾を以て施療
 明治10年10月30日付、県令白根多助が陸軍卿山縣有朋に上申

この事案には、「虎列刺病予防法心得」「県令白根多助」「埼玉県医学校」「仮避病院」「陸軍卿山縣有朋」の5つのキーワード⁽⁵⁾が存在する。これらについて順次検証を試みるものである。

政府は、明治10年8月27日に内務省乙第79号を以て「虎列刺病豫防法心得⁽⁶⁾」を布告した。全24か条で構成されるものであり、「豫防法附録消毒薬及其方法⁽⁷⁾」を附としたものである。

○乙第七十九號布告
 虎列刺病豫防法心得別冊編成相違候條實地流行之際ニ於テハ更ニ該法ヲ考訂斟酌シテ臨時相違候儀モ可有之候得共豫防方法之儀ハ病毒浸入之前豫メ注意ヲ要スル事件不尠ニ付爲心得此旨相違候事
 明治十年八月廿七日
 内務卿大久保利通

虎列刺病豫防法心得
 第一條 外國地方ニ「虎列刺」病流行シテ内務省ヨリ検査規則ノ施行ヲ命ズルトキハ開港場アル地方長官ハ醫員衛生掛警察吏等ヲ選定シテ其委員トナシ外國領事ニ協議シ該規則ヲ遵奉シテ豫防拒絶ノ事ヲ擔任セシムベシ
 第二條 「虎列刺」病流行ノ地方ヨリ來ル船舶ハ港外一定ノ地ニ於テ検病委員其船ニ就キ船長並ニ醫官ニ患者或ハ病屍ノ有無ヲ尋問檢按シ該病者ニ罹ルモノ或ハ疑似ノ症状アルモノハ之ヲ避病院ニ移シ病者ナキモノト雖モ若干ノ時日ヲ限リ入港ヲ許サザルコトアルベシ
 第三條 港口ニ於テ離島或ハ人家隔絶ノ地ヲ撰ヒ臨時避病院ヲ設ケ入港船舶ノ「虎列刺」患者ヲ入ルベシ供シ或ハ便宜ニ從ヒ該地方ニテ此病ニ罹リタルモノモ入院セシムルコトアルベシ
 但シ避病院ハ其構造極メテ輕易ヲ首トシ三棟ヲ建ル力或ハ一棟ニシテ三室ニ區畫シ輕症重症恢復期ノ患者ヲ分チ置クベシ
 第四條 避病院ニハ黃色ノ布ニQ字ヲ黒記シタル標識ヲ建テ其境界ニハ制止榜ヲ立テ嚴シク外人ノ交通ヲ絶ツベシ且ツ該院ニ需用スル一切ノ物品ハ使丁ヲ定メテ購求シ其使丁ハ決シテ病室ニ入り或ハ病室汚染ノ物品ニ觸レシムヘカラス
 第五條 避病院ノ病者全快シタルトキハ委員ヨリ全快ノ證書ヲ與ヘ衣服其他一切ノ什具ニ消毒法ヲ行ヒ退院セシムヘシ病者輕快ニ赴クトモ委員ノ許可ヲ得ルニ非ザレハ決シテ院外ニ出ツルヲ許サス
 第六條 避病院ニ於テ死亡シタルモノノ埋葬地ハ委員ニ於テ相定メテ埋葬スヘカラス但シ該地方ニ墓地ヲ有スルモノ委員ノ許可ヲ得消毒法ヲ行フノ後ハ運搬スルモ妨ケナシ
 以上六條開港場アル地方ニテ検査規則ニ參酌シ施行スヘキモノトス
 第七條 地方官ハ管内ニ「亞細亞虎列刺」病者アルコトヲ醫師ヨリ届ケ出タルトキハ其病性ノ眞偽ト諸症ノ緩解トヲ詳カニシ若シ眞ノ「亞細亞虎列刺」ナルヲ確認スルトキハ委員ヲ命ジ豫防ノ方法ニ着手シ内務省ニ申報シ且管内近隣ノ地方廳ニ報告スヘシ



「虎列刺病予防法心得」（以下、予防法）の第1・2条は外国と往来する開港場を有する地方長官に対するものであるが、検疫委員として、医員、衛生掛、警察吏等を選定の上、入港の際の検疫を厳しくし、罹患者及び疑似症状を呈する者全てを「避病院」に移し、隔離するというものである。第3条では、避病院の設置場所について、離島や人家と隔離した地を選んで臨時に設置し、その構造は、軽症、重症、回復期の3つに分けるべく、3棟或いは1棟3室に区画し、極めて輕易によるものとした。第4条では、避病院には黄色の布に黒く「Q」の字を記した旗を立て、その境界には制止榜を建て、厳しく通行を禁止するというものである。また、避病院で使う物品の調達は、専属係員を定め、その者の病室への入室や、罹患者の使用した物品に決して触れてはならないとした。さらに、第5条では、罹患者が全快した場合においても、許可なく院外に出ることを認めないとしたものである。なお、以上の5ヶ条は、144年経過した現代における感染症拡大防止策に通ずるものである。

続いて、第7条では、管内に医師より罹患者の届出があり、コレラ感染であると確認された場合、予防法に着手した上で内務省に報告し、尚且つ近隣地方庁に報告せよとするものであった。

以上を踏まえ、件の浦和宿における資料を考察する。なお、参考として掲載資料直下に翻刻を示した。

*人名は [] で伏せ、翻刻は [] とした。

兵士虎列刺病二罹候儀二付上申
 御省少佐 [] 高崎鎮臺へ出行ノ途中
 昨廿八日午前十一時頃引卒ノ兵士
 ト申者當縣下浦和宿地内ニ於テ腕車中卒然
 病発虎列刺病ノ旨附屬医員診断書ヲ以テ
 届出候ニ付直二本縣医学校医員ヲ引キ警部
 出張検査遂グル處全ク該症ニ相違無之依テ
 不取敢飯避病院ニ移シ治療差加ヘ豫防
 撲滅法ヲ相施シ少佐初メハ出立相成申候
 然ルニ目下虎列刺病流行ノ時ニ際シ所トシテ
 豫防法専行尽力致サバハナシ之レ偏ニ其
 地ニ芽生セザランコトヲ要スレハ也故ニ行旅人等該
 病ニ罹ルモノアル時ハ其地ニ於テ始終治療ヲ加
 ヘ全治ノ上ナラテハ他ニ移ル事ヲ許サハル程ノ嚴
 重法方ヲ相立豫防専ラニ注意罷在候儀ニ
 有之候頃日鹿兒島戰争凱陣ノ兵員中ニハ
 該病ニ斃シ候者多々有之趣新聞紙上ニ
 散見セリ果シテ然ラハ [] ナル者西國ノ役
 相濟兩三日前歸京直ニ高崎ヘ鎮臺相成
 候由ニ相聞候ニ付發病前ノ容體ヲ尋ルニ一
 兩日前ヨリ少々下痢相催居昨廿九日朝板橋
 駅出發ノ朝飯モ不食出立候旨申出候儀
 之考量スルニ凱陣ノ際ウツリ感染致居候者ニ
 可有之哉モ難斗旁右ノ如キ九州凱陣之兵
 卒等ハ篤ト御検査ノ上ナラテハ容易ニ旅行
 命セラレサル様致度右ハ旅途ニ於テ該病ニ罹
 ルトキハ本人ハ勿論其地ノ難儀不可言事ニ付
 前頭豫防法施行ノ情実御洞察何分
 之御詮議有之度此段病兵御届上申
 候也
 明治十年十月三十日 埼玉縣令白根多助
 陸軍卿 山縣有朋殿



以上の資料を読み解くと、**県令白根多助**の**為政者**としての**厳然たる姿勢**が垣間見えるものである。

兵士の突然の発症により、陸軍付属医員はコレラ病であるとの診断書を以て届け出た。直ぐさま予防法に基づく検疫委員である警部は**埼玉県医学校**医員を伴って臨場検査を行った。その結果、コレラに相違ないものとして罹患兵士を**仮避病院**に移した。県下浦和宿には明治9年(1876)1月、埼玉県医学校が開校していた。該件発生の僅か2か月前に論達された予防法は、管内に開港場を有する地方長官を主としたものであり、よもや海に接しない埼玉県にあって予防法の実行を迫られる事態が起きようとは全くの不測であったろう。罹患兵士を移した避病院に「仮」と冠するのは、既設の施設ではなく取り敢えずの措置であったものと思料する。しかしながら、該件発生後の経過を辿れば、原則に遵い寸分の無駄もなく、且つ逡巡を俟たない即断即決即実行を具現化したものであったと言えよう。

ところが、このような状況にも拘らず、罹患兵士引率の陸軍少佐は、行軍を継続させる意向を示したのであった。これに対し白根は、コレラ病流行の時節に際し、予防法専行に尽力することは、その地に感染を拡げぬためには重要なことである。故に、行旅人等に該病罹患が確認されれば、その地において治療を施し、全治回復した上でなければ、他への移動を許可しない程の**厳重な対策**を立て、且つ**予防を優先**して臨まなければならないとの強い態度で臨んだ。これは、先に示した予防法の逐条に則ったものであり、後世に伝え遺すべき行政危機管理上の模範となるものである。

さらに白根は、事案発生の翌日付けで、直接、**陸軍卿山縣有朋**宛てに苦言を添え上申したのであった。その苦言の内容を箇条にして下に示す。

- 西南戦争の兵士が多くコレラで死亡している事実は新聞紙上に掲載されるとおりであり、謂わば**感染の猛威**は誰もが知り得ることであったということ。
- 罹患兵士が西南戦争参戦兵士であり、帰還後間もなく、コレラ病の**特徴的**症状を呈していたこと。そして、それを看過するばかりでなく、歩行できずに人力車に乗るほどの**体調不良**を呈している者を**行軍に参加**させたこと。

以上は、コレラ感染の**恐ろしさ**を**蔑ろ**にした陸軍の現状認識の甘さを指摘するものであった。

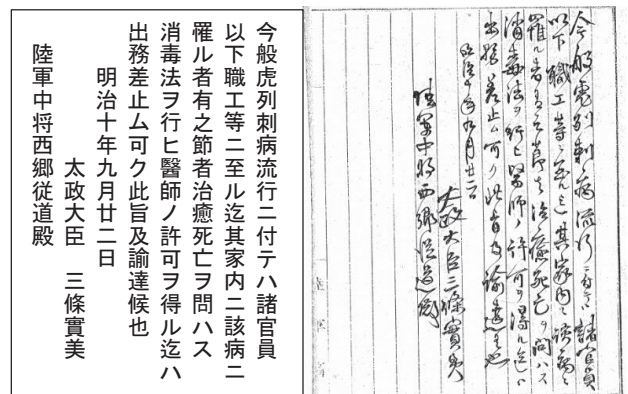
そして、上申の核心とは、兵士の罹患が凱陣の際の感染であると断定はできなくも、このような現況から、「九州凱隊之兵卒等ハ篤ト御検査ノ上ナラテハ容易ニ旅行命セラレサル様致度」であった。

白根は、旅途における罹患事案は、本人は勿論のこと、「其地ノ**難儀**不可言事」であり、該罹患兵士に対する**予防法**施行の実情を洞察の上、先の件について**詮議**を願うと認めた。

白根の言う「其地ノ難儀」とは、当時、埼玉県における医学校は浦和にあるのみ⁽⁹⁾であった。また、避病院設置には**予防法**を以てすれば**適地選定**に難題があることなど、容易ならざる⁽¹⁰⁾のものであることは**予防法**に記されるとおりである。そして何より、罹患兵士を含む該隊の行軍は、板橋駅・高崎鎮台間の行程が中山道を通る埼玉県の**南北縦断**ルートであり、その通行圏の管内住民をコレラ感染の**危険**に曝すものであった。該件の発生は偶々**医学校**及び**県令**所在の浦和宿であったが、もし管内浦和宿以外の宿村で起こった場合、果たして今回のような措置が講じられたであろうか。対応一つ見誤れば、大変な犠牲を払う事態となっていたであろう。

陸軍においてコレラ病の認識が如何であったのか。

明治10年9月22日付、太政大臣名を以て陸軍中将宛、右資料のとおり**予防法**に基づいた論達が発せられており、陸軍省各局及び本病院、士官学校、新撰旅団に至るまで、即日**全て**通達を終えていた⁽¹⁰⁾のだが、不覚にもこの事態を起こしてしまったのだ。間髪を容れず、白根は**正鵠**を射る上申を行ったのだが、山縣にとっては**忸怩**たる思いであったと想像する。



JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C 09070062400 (16 画像目)
陸軍省布告/明治10年8月~9月 本省布告 35 (防衛省防衛研究所)



白根多助（1819-1882）と山縣有朋（1838-1922）は何れもかつての長州藩士であった。白根が日本の三大学府と称される長州藩の藩校「明倫館」で学んだエリートであったのに対し、山縣は、明倫館で学ぶことはできなかった。しかも、当時、白根が満58歳、山縣が39歳と、白根が19歳も年長であるという彼らの関係を踏まえればこの上申は「然も有りなん」の出来事であった。

しかし、明治10年の太政官制下において、一地方長官が陸軍卿に対し、苦言を以て物申すなど例外である。在職中から既に名県令と謳われた白根ならではのエピソードであり、白根が白根たる所以なのだろう。

さて、先述の埼玉県医学校は県財政の逼迫に因り、明治12年（1879）8月23日、廃止の布達が出され、公立医学校廃校第1号となった。その前月には既に議会において廃校が決定していたのだが、明治12年8月4日付、「報告第廿五号」にて埼玉県医学校が「抜爾撒謨合剤」なる虎列刺病予防薬を製造し、無償で各町村へ下し渡した記録を入手したのでここに紹介することとする。この薬が現存しない今、助数詞に「貝」を用いていることから、おそらく練薬であろうことしか判らず、薬効も定かでないが、この年の埼玉県におけるコレラ感染について「本病ノ管下ニ発スル七月廿六日ヲ始トス」(11)とあり、川口町（現川口市）での発生が確認されてから僅か10日足らずで予防薬を各町村に無償配布したことが判る。その機動力は目を瞠るばかりであり、死に怯える住民にとって、一条の光明たり得たのではなかったろうか。

報告第廿五号
 現今各地方ニ於テ虎列刺病追々蔓延シ当管下北足立郡川口町既ニ有病ノ地ト相成専ラ豫防方法施行中ニ有之依テハ本縣醫學校ニ於テ製造スル所ノ豫防藥別紙効能書相添各町村戸長役場へ無代價下渡シ置キ候條何ノ病ヲ問ハ又輕症ノ下痢ヲ患フル者アラハ速ニ之ヲ請求服藥候様可致此旨報告候事
 明治十二年八月四日
 埼玉 県

抜爾撒謨合剤
 此ノ抜爾撒謨合剤ハ専ラ虎列刺病豫防藥ト爲シ用フル者ニシテ其効神氣ヲ強健ニシ下痢ヲ止ム故ニ目下該病流行ノ際ナレハ輕症ノ下痢ニ罹ルモ速ニ治療ニ注意セシムバアルベカラズ依テ此合剤ヲ豫防藥トナシ下痢症ヲ患フル者ノ爲メニ供ス

用法
 一貝ヲ一日ノ量トス四五回二分服ス
 但シ冷水ニ溶解シテ服用スヘシ
 小兒ハ年齢ニ應ジテ一日一貝ノ四分一ヨリ半量ニ至ル

報告第廿五號
 現今各地方ニ於テ虎列刺病追々蔓延シ當管下北足立郡川口町既ニ有病ノ地ト相成専ラ豫防方法施行中ニ有之依テハ本縣醫學校ニ於テ製造スル所ノ豫防藥別紙効能書相添各町村戸長役場へ無代價下渡シ置キ候條何ノ病ヲ問ハ又輕症ノ下痢ヲ患フル者アラハ速ニ之ヲ請求服藥候様可致此旨報告候事
 明治十二年八月四日
 埼玉 縣

〔学芸員 横田素子〕

註

- 『大宮市史第4巻』に拠れば、「埼玉県には明治十年・十二年・十九年・二十八年に流行」とあるも、「自明治十六年七月四日至同年同月十三日埼玉縣巡察報告書」に拠る「虎列刺病ハ去十五年ニ於テ一大慘状ヲ呈出シ」から、明治15年にも流行したものと推察する。
- 『大宮市史第4巻』P180. 212・19
- 『浦和市史第4巻』PP678・679
- 県令白根多助が陸軍卿山縣有朋に宛て認めた書簡には「豫防撲滅法」とあるも、該法は「虎列刺病豫防法心得」と同定した。
- 標記順序は、次項における掲載順とした。
- 「虎列刺病豫防法心得」の表記は、常用漢字に改めず引用文献に記載されるままとし、鉤括弧で括り正字標記の固有名詞とした。
- 6と同様とした。
- 明治9年5月、熊谷県医学校が創設されたが、同年8月の第2次府県統合により熊谷県が廃止され、医学校は群馬県の前橋に移転した。明治10年当時、埼玉県内の医学校は浦和にのみ存在した。
- 該件発生後の2年後となる明治12年9月、現在の緑区中尾において周辺の村々にも波及した避病院設置拒否騒動が発生しており、首謀者は懲役10年、その他60名が量刑の多寡はあれども刑に服することとなり、避病院設置は様々な難題を抱えていた。
- 防衛省防衛研究所所蔵「陸軍省大日記」における「本省布告35 明治10年8月～9月(7)」には「送第四千六百廿一号」で参謀局から新撰旅団の13組編名が記載されており、さらに各下部組織への送達時間も記され、同日付で完了させている。因みに最も遅い時間となったのが午後11時30分の軍馬局であった。
- 『浦和市史第4巻』P679. 22-4（埼玉県立文書館所蔵・明治12年県行政文書より抜粋）

日誌抄

- 6月 1日から30日まで開館
8日 園庭高木樹木剪定業務
- 7月 7～10日 資料搬送等業務
23・24日 什器等搬送業務
- 8～3月 所蔵書籍等データベース作成
寄託資料及び所蔵資料整理作業

さいたま市立浦和博物館館報 あかんさす No.118

編集・発行 さいたま市立浦和博物館
〒336-0911 さいたま市緑区三室2458番地
TEL・FAX 048-874-3960

発行日 令和3年3月20日
ホームページ <https://www.city.saitama.jp/004/005/005/004/002/index.html>
E-mail urawa-museum@city.saitama.lg.jp



この館報は2,000部作成し、一部当たりの印刷経費は26円です。

